〇〇〇〇（団体名）規約（例）

（名称）

第１条　本会は，〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇（～～会）」という。）と称する。

（目的）

第２条　〇〇会は，〇〇〇を目的とする。

（事業）

第３条　〇〇会は，次の各号に掲げる事業を行う。

（１）江戸川区都市交流事業田植え稲刈り体験に関すること。

（２）○○○○○に関すること。

（３）その他，前条の目的を達するために必要な事業に関すること。

（組織）

第４条　協議会は，総会,役員会及び専門部会により構成する。

（事務局）

第５条　事務局は〇〇〇に置く。

（役員）

第６条　協議会に，次の役員を置く。

（１）会長１名

（２）副会長〇名

（３）会計〇名

（４）監事〇名

２　協議会の役員は，総会の承認を経て決定する。

（役員の職務）

第７条　会長は，〇〇会を代表し，会務を総括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

３　会計は，〇〇会の会計事務を担当する。

４　監事は，〇〇会の会計の執行状況を監査する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は，２年とする。ただし，再任は妨げない。

２　欠員により選出された役員の任期は，前任者の残任期間とする

（総会）

第９条　協議会の総会は，年１回開催するものとし，会長が必要であると認めるときは臨時総会を開くことができる。

２　総会は，会長が招集する。

３　総会の議長は，会長が務める。

（総会の議決方法等）

第１０条　会員は，総会において，各１個の議決権を有する｡

２　総会の議事は，出席者の議決権の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（総会の権能）

第１１条　総会は，この規約において別に定めるもののほか，次の各号に掲げる事項

を議決する｡

１　事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること｡

２　事業報告及び収支決算に関すること。

３　諸規程の制定及び改廃に関すること。

４　その他〇〇会の運営に関する重要な事項｡

（書面又は代理人による議決）

第１２条　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は，あらかじめ通知された

事項につき，書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

２　第１項の代理人は，代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

３　第１１条第１項及び第３項の規定の適用については，第１項の規定により議決権を行使した者は，総会に出席したものとみなす｡

（議事録）

第１３条　総会の議事については，議事録を作成しなければならない。

２　議事録は，少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

（１）開催日時及び開催場所

（２）会員の現在数，当該総会に出席した会員数，第１４条第３項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

（３）議案

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

３　議事録は，議長及び当該総会に出席した会員のうちから，その総会において選任された議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。

（役員会）

第１４条　役員会は，総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

２　役員会は，会長，副会長，事務局長により構成し，会長が必要に応じ召集し，議長となる。

３　役員会は，役員会を構成する役員の２分の１以上の出席により成立するものとする。

（専門部会）

第１５条　〇〇会は事業の実施に際し，必要に応じて専門部会を設置できる。

２　専門部会の構成は，委員の中から選任する。

３　専門部会は，必要に応じて委員以外の者から意見を聴取できる。

（会計）

第１６条　〇〇会の運営等に係る経費は，補助金，分担金，寄付金及びその他収入をもって充てる。

２　〇〇会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

３　年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には，会長は，総会において予算が議決される日までの間は，前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

（監査）

第１７条　会長は，事業年度終了後，事業報告書，収支決算書を作成して会計帳簿とともに監事に提出し，その監査を受けなければならない。

２　監事は，前項の書類を受領したときは，これを監査し，その結果を総会で報告する。

（〇〇会が解散する場合の地位の継承と残余財産の処分）

第１８条 〇〇会は，総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（その他）

第１９条　この規約に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が役員会に諮り，別に定める。